

## 多世代同居の目的で住宅を新築・増改築した方へ

～工事費用の一部を助成します～

大湊村では、村内定住促進を図り、村の活性化に寄与することを目的として、多世代で同居するために同一住所の敷地内に別棟の住宅を新築、もしくは既存の住宅を増改築した方に、その費用の一部を助成いたします。

例えば、結婚するので増築したい、別居していたがリフォームして同居する、これまでも多世代で同居していて、子どもが大きくなったので勉強部屋が必要になった、両親のために日当たりのよい部屋を増築したい、などが対象となりますので、該当となる工事をされた方はどうぞ申請してください。

詳しくは総務企画課までお問い合わせください。

### ◎交付対象者

以下のすべてに該当する方が対象者です。

- (1) 申請の年の1月1日に村内に住所を有する方
- (2) 多世代同居のために同一住所の敷地内に別棟の住宅を新築、もしくは既存の住宅を増改築等した者、またはその世帯員
- (3) 世帯員全員の村税等の滞納がない方

### ◎交付対象経費

平成30年度～平成33年度の期間内で、多世代同居のための工事に要した費用。

\*住居部分の工事のみ（車庫は対象外）

注1：介護保険制度など、他の補助制度を受けている部分は対象外とします。

注2：転入などの住民異動が伴わない場合は、水回りの工事は対象外とします。

注3：交付期間内において、交付額を超えない範囲内で数回の申請は可能とします。

### ◎交付額

工事の合計額の10%（千円未満切り捨て）、ただし80万円を上限とし、50万円を超える部分につきましては商品券を交付します。

### ◎申請方法

次の書類を役場 総務企画課へ提出してください。

- (1) 所定の申請用紙
- (2) 工事にかかった費用を説明する書類の写し
- (3) 世帯票
- (4) 工事着手前及び完了後の写真
- (5) 工事着手前及び完了後の部分がわかる図面の写し

\*申請・問い合わせ先\*

大湊村役場 総務企画課  
企画財政班 TEL 45-2111

